

こんごう

富田林民主商工会
 〒584-0036
 富田林市甲田6-1-51
 電話 0721-25-2233
 FAX 0721-25-2830
 HP ton-min@ton-min.jp



民商の会費は、会の唯一の収入源です。毎月15日までに事務所に届くように、会員さんどうしでお互い集めあいをお願いします。

領収書整理・記帳会のご案内

9月15日(火)

午後2時~3時

パソコンをお持ちの方は持参して下さい。

夜も希望のある方は連絡下さい。
 民商事務局：日岡、青砥

民商無料法律相談(要予約)

●9月30日(水) 午後5時から(予定)

●担当：岩嶋弁護士(南大阪法律事務所)

9・4 倉敷裁判に100人以上集まる 倉敷民商弾圧事件とは

権力が民商を狙い撃ち

事の発端は2013年5月、民商会員のI建設会社が脱税した事を理由に、国税局が倉敷民商事務局員 禰屋(社) 町子さん宅を捜索、事務局3人を留置・勾留。建設会社社長は在宅起訴で国税局の捜索もありませんでした。

異常な勾留期間と

コロコロ変わる罪状・権力

黙秘を買った禰屋さんは、2014年1月(最終的に1年2ヵ月)勾留され、検察に「脱税共同正犯容疑」で逮捕されますが、立証できず。今度は、2月10日に警察(公安)が「脱税ほう助(手助け)」で起訴。続いて2月13日に「税理士法違反」で再逮捕。禰屋さん以外の事務局2人も税理士法違反の容疑で逮捕されました。

7年さかのぼるも立証できず 起訴から半年後に証拠提出

禰屋さんが2月に起訴されてから、約半年後2014年7月に証拠として資料が検察側から提出されました。しかし、普通は起訴する前に証拠があるはず。何故、起訴後だったのか？それは、I建設の経理(奥さん)が素人で、資料がほとんど無く、国税局10人がかりで、7年間さか

のぼり調査しましたが「脱税」を立証する事が出来なかったからです。結局、3年前までの分で総額6000万円。しかし、4年前の1年間だけで1億円の過少申告になっています。普通は、この1億円も入れるのではないのでしょうか？

繋ぎ合わせた資料が証拠に

半年かけて提出した資料は、検察が税務署に資料を渡し、それだけを使い、税務署員が繋ぎ合わせた資料でした。つまり、本当に証拠になるのか？都合の良いところだけを渡していれば、簡単に犯人に仕立て上げられます。

本当に脱税だったのか？

脱税・税理士法違反と言われていますが、まずは消費税の計算方法です。仕入れ税額控除の計算を間違えていました。課税売上5億円以下で、課税売上割合が95%の場合、課税仕入れ等の経費を全額控除できるのですが、I建設は95%ではなかったため、消費税が年間2000万円。3年間で6千万円の計算になります。I建設自体、年間売り上げが2億円と大きかったため、税額が大きくなり国税局に目を付けられたのではないのでしょうか。

結果的には、消費税仕入控除の計算間違いですが、額が小さければ何事もなく、不足分を支払い解決しています。しかし、消費税増税前・マイナンバー法施工前・戦争法案立法まえの権力側にしてみれば、民商を叩く絶好のチャンスでした。

司法取引の疑い濃く

重加算税明かさない検察とI建設

脱税の場合、重加算税(35%)が課せられますが、I建設は言いたくないと、税額を言わないどころか、検察も教えないありさま。これは重加算税なしで、在宅起訴処分にするから民商を売った。つまり司法取引の疑いが見て取れます。

裁判で調書と証人の意見が

食い違うこと多々あり

I建設の社長・娘・婦人の3人が、禰屋さんと同税務署とのやりとりを話しましたが、3人ともバラバラ。娘は「家に帰ると禰さんと社長が一緒にいて税務調査をうけていた」。社長は「現場から帰ると娘と禰さんが調査を受けていた」。奥さん

は「覚えていない、わからない」と裁判で発言。検察が声を大きくして、調書通りに誘導する場面もありました。さらには、当時、中国（地方）税理士会 元会長（以降、会長）も証人として呼ばれ、警察の資料では「警察から民商が税理士法違反の疑いがあるため、操作に協力してほしい」というものでしたが、税理士の元会長は「そんな話は知らない。わたしは中国税理士会の友人から話を聞き、当時、中国税理士会 会長だったので、代表として警察に協力した」と発言していました。警察・検察の証拠や調書のずさんさが明らかになってきています。

何が税理士法違反なのか？ 他の例と比較してみると。。。

税理士法2条に「税理士の資格が無いにもかかわらず、税理士業務を行ってはならない」とあります。最近では「青色申告会（以後、青申会）」、一昔前には「臨時税理士（以後、臨税）」がありました。どちらも税理士資格は持っていませんが、申告の忙しい時期になると、税理士のかわりに申告書作成の手伝いをします。最近の青申会では、税理士会と連携し、税理士を派遣することで、税理士法違反にはならないとも主張しています。しかし、元会長は、昨年、青申会で知人の税理士が1月～3月までの間に、400人分の申告書を作成した話を聞いていました。弁護士が「400人も一人で出来るのですか？」と質問すると、元会長は「一人で400人なんてできない。青申会の人がある程度、資料を作っていないと無理だ」と話しました。では、税理士資格の無い者が、資料を作ることは税理士法違反にならないのか？

さらに弁護士が、「両親が個人事業主で、息子がサラリーマン。親の代わりに確定申告書を作成すると税理士法違反になりますか？」

申告を間違えたから、税理士法違反で逮捕・起訴された事が、これまでありますか？」質問すると「税理士法違反にはなるが、逮捕・起訴されたことは、一度もありません」と証言しました。このように、法律には触れるものの、合法的に許されている件も数多くあるという事が、今までの倉敷裁判でわかっています。

税理士事務所の従業員も 税理士法違反？

上記にあるような場合は、税理士事務所でもありえます。現に「税理士資格を持たない従業員が、資料・申告書を作成することもある。しかし、申告書に名前を記載し捺印するのは税理士であり、税理士法にも従業員に対する規則がある。会社内で行う事なので税理士法違反にならない。」と税理士は話しますが、法律だけでみると、従業員もアウトです。賠償された場合、責任を取るのは税理

士です。しかし、実際に資料・申告書を従業員が作成すれば、これは完全に税理士法違反です。賠償などの民事事件の場合は、税理士が責任を取ればよいが、今回は刑事事件です。刑事事件は「誰が行ったか」が問われます。

刑事事件と民事事件の違い

- ① 刑事は国(検察)vs私人(個人・法人)
国が犯罪を証明する。
出来なければ無罪(疑わしきは罰せず)。
- ② 民事は私人vs私人
どちらが有利になるか証明する。

税務の専門知識がいる事すると 税理士法違反になる

代筆（建設が作った決算書の数字をパソコンに入力するだけ）なら税務知識がいらないので、違反になりません。では、申告書作成のどこに専門知識がいるのでしょうか。

検察は申告書の付表（添付資料）の有無と、減価償却に専門知識がいると言います。最近ではパソコンに入力すれば、自動計算され、印刷もされるようになってきました。日本は戦後、申告納税制度に変わり、申告は納税者が行うものになりました。誰でも申告できるように、税務署に聞けば教えてくれるし、税務署のホームページに詳細が記載されています。べつに専門的な知識が無くても申告できるようになっているはずですが、検察・国税局・警察・税理士は、専門的な知識がないと出来ない。と主張しています。

問題は自主申告に矛盾した 税理士法と“弾圧”を行う権力

税理士法では、資格の無い者が税務や相談することすらダメだと言います。これは自主申告制度の現状に、法律がついてきていません。また、裁判官も検察が有利になるような質問の仕方や、承認への質問を多々行っています。権力側が行っている事は明らかに「民商弾圧」です。許すわけにはいきません。倉敷が落ちれば、弾圧は全国に広がるでしょう。民商を、民主主義を守るためにも、署名・カンパのお願いを行っております。是非、ご協力ください。9月4日の裁判では全国から7709筆の署名が届けられました。

